

第1章

管理運営計画の基本事項

1. 背景
2. 10市町村共通の理念
3. 計画策定の目的
4. 計画の位置づけ
5. 計画の構成
6. 計画期間

※文章中、右上に「*」のマークがある単語は、巻末にて用語解説を掲載しています。

第1章 管理運営計画の基本事項

1. 背景

(1) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の背景

①生物圏保存地域の創設及びその背景

生物圏保存地域（Biosphere Reserve）は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）の自然科学セクターで実施される「人間と生物圏計画（MAB:Man and the Biosphere Programme）」の中心事業の一つで、自然環境の保全と人間の営みの両立を実践している地域として、各国国内委員会からの推薦に基づいてユネスコが認め、指定し、その知恵や取組を世界的なネットワークで共有し、国際的な協力関係を構築する地域です。

「人間と生物圏計画」は、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学研究を行うユネスコの政府間共同事業として、1971（昭和46）年に始まりました。1974（昭和49）年には、国連環境計画（UNEP）*や国連食糧農業機関（FAO）*、国際自然保護連合（IUCN）*の協力を得て、生物圏保存地域選定のための基準と指針がまとめられ、これに基づいて1976（昭和51）年から生物圏保存地域の登録が始まりました。

2014（平成26）年6月現在、世界では119カ国、631地域が登録されています。

②生物圏保存地域の役割

生物圏保存地域は、世界が直面する生物多様性の保全や経済的・社会的発展、文化的価値の維持等の課題に対し、生物多様性の保全と持続可能な利活用との調和という視点から、その解決に向けた取組を行っています。

1995（平成7）年の第28回ユネスコ総会において採択された「セベリア戦略」（詳細は別冊「参考資料」参照）では、生物圏保存地域が生物多様性の保全と持続的な利活用との調和を実現していくための手段になるだけでなく、さらに持続可能性に富んだ将来への道筋を示していくことを21世紀に向けたビジョンとしました。また、生物多様性条約をはじめとした国際条約の諸目標を達成していく上で、生物圏保存地域が重要な役割を果たしていくことが強調されています。

「セベリア戦略」の採択から13年後、地球規模の環境問題はさらに激化し、気候変動の加速、生物・文化多様性の急速な損失、急速な都市化が進みました。このような課題に効果的に取り組むため、2008（平成20）年から2013（平成25）年までに推進すべき具体的な行動目標及び行動計画を定めた「マドリッド行動計画」（詳細は別冊「参考資料」参照）が承認されました。この計画の中で、生物圏保存地域が、持続可能な利活用のための学習サイトとしての役割を果たすことが強調されています。

2014（平成26）年の第26回ユネスコMAB計画国際調整理事会において「マドリッド行動計画」に基づいて進められてきた取組の評価が行われ、一定の進展が図られていることが

報告されましたが、国際ネットワークへの積極的な参加の強化や国際ネットワークの情報発信機能の強化、ユネスコエコパークの概念を研究する場としての世界的な役割の発展、財政や人材の強化といった改善点が示されています。

③国内の取組

国内では、「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき、ユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査を行う機関として、1952（昭和27）年に日本ユネスコ国内委員会が設置されました。

日本ユネスコ国内委員会の自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会は、国内において生物圏保存地域を「ユネスコエコパーク」と呼ぶことを提案し、2010（平成22）年、委員会で正式に決定されました。（以下、生物圏保存地域は「ユネスコエコパーク」と標記します。）また、2011（平成23）年には「生物圏保存地域審査基準」（詳細は別冊「参考資料」参照）を設けるなど、国内におけるユネスコエコパークの登録や普及啓発を推進しています。

現在、国内では7地域がユネスコエコパークに登録されています（2014（平成26）年6月現在）。1980（昭和55）年に白山（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、大台ヶ原・大峯山（奈良県、三重県）、志賀高原（群馬県、長野県）、屋久島（鹿児島県）の4地域が登録され、2012（平成24）年には、国内では32年ぶりに綾（宮崎県）が、2014（平成26）年に南アルプス（静岡県、山梨県、長野県）、只見（福島県）、志賀高原（エリア拡張）が登録されました。



図1 国内の登録地域

※出典：「ユネスコエコパーク 自然と人の調和と共生」 文部科学省
写真：大野市、綾町、屋久島町、山ノ内町、大台町、只見町ブナセンター

(2) 制度の概要

① 3つの機能と地域

生物多様性の保全とともに、持続可能な利活用との調和（自然と人間社会との共生）を目指すユネスコエコパークでは、3つの機能が求められ、これを果たすための3つの地域が設定されます。



図2 ユネスコエコパークの3つの機能と地域

「生物多様性の保全」の機能を持続的に維持するためには、「経済と社会の発展」の機能により、生物多様性を守る人の営みと、地域社会の持続的な発展を図り、「学術的研究支援」の機能により、生物多様性の保全と利用のバランスが保たれ、将来を担う人材が育成されることが必要です。

このように、3つの機能はそれぞれが関係し合い、その機能を高め合っています。

さらに、これらの機能を果たすための取組が行われる場として、「核心地域」、「緩衝地域」、「移行地域」の3つの地域が設定され、自然だけでなく、人が自然の恵みを受けながら生活を営む場も含め、生物多様性の保全と持続可能な利活用との調和を目指しています。

②ネットワーク

世界各国のユネスコエコパークの登録地域は「生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR)」に登録され、国際的な情報交換を活性化させています。また、日本は、カザフスタン共和国、大韓民国、中華人民共和国、モンゴル国、ロシア連邦、北朝鮮が参加する「東アジア生物圏保存地域ネットワーク (EABRN)」にも登録されます。

さらに国内では、2012 (平成 24) 年、ユネスコエコパークの普及啓発や候補地の登録支援を行う日本 MAB 計画委員会 (事務局：横浜国立大学) により、国内のユネスコエコパーク登録地域及び登録を検討している予定地の相互交流と活動を支援することを目的とする「日本ユネスコエコパークネットワーク (J-BRnet)」が設立されています。

ユネスコエコパークは、自然との共生に率先して取り組む地域として世界的な評価を受け、その取組がユネスコの国際ネットワークを通じて情報発信されることで、教育や文化に関する国際的コミュニケーション機能を向上させることができます。また、こうしたネットワークを通じて、登録地域がそれぞれに創り出してきた自然と共生するための知恵や情報を共有しながら、それを地域の持続的な生活の発展に繋げることができます。

2014 (平成 26) 年の第 26 回ユネスコ MAB 計画国際調整理事会における「マドリッド行動計画」の評価では、国際ネットワーク機能の一層の強化が求められており、国内外のネットワークを通じた協働、マネジメント、コミュニケーションの展開手法が今後大きな課題になると考えられます。

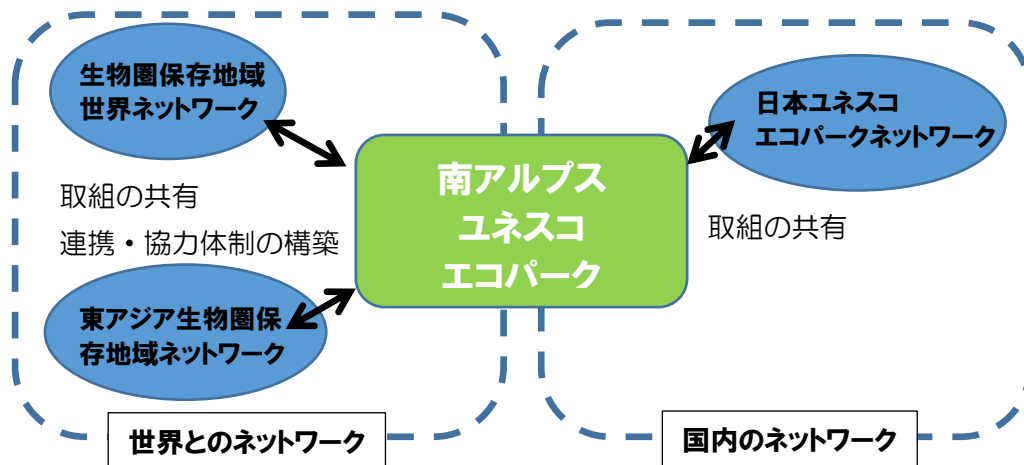


図3 ネットワーク概念図

③ユネスコエコパークに求められる基本事項

ユネスコエコパークの定義や登録基準、3つの機能等を示した「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」（詳細は別冊「参考資料」参照）では、自国の特色を踏まえ、国内における独自の審査基準を設けることが奨励されています。

これを踏まえ、日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会では、2011（平成 23）年に「生物圏保存地域審査基準」（詳細は別冊「参考資料」参照）を策定しています。

この審査基準では、ユネスコエコパークに対して以下の内容を踏まえた計画を有していることが求められています。

- ①ユネスコエコパーク全体の保全管理や運営に関する計画を有していること
- ②研究・モニタリング、教育、研修に関する計画を有していること
- ③地域の振興や自然環境と調和した発展に関する計画を有していること

また、計画を実行するための組織体制として、以下のことが求められます。

- ①ユネスコエコパークの管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること
- ②その組織体制は、自治体を中心とした構成とされており、土地の管理者や地域住民、農林漁業者、企業、学識経験者及び教育機関等、当該地域に関わる幅広い主体が参画していること
- ③ユネスコエコパークが有する価値を確実に保全管理していくための包括的な保全管理体制が整っていること
- ④国内外からの照会等に対応可能であること
- ⑤生物圏保存地域の保全管理や運営に対する財政的な裏付けがあること

このように、ユネスコエコパークには、自然環境の保全だけでなく、自然環境と調和した地域の発展やこれらを支える調査・教育が持続的に行われていくための計画と実行体制が求められており、地域の人々の今の生活やこれまでの取組を大切にしながら、自然と共生することで育まれてきた地域の様々な宝を将来へ受け継ぐため、行政や地域住民、地元団体・企業、専門家等の幅広い主体が、一体となって歩んでいくことが求められます。

(3) 南アルプスユネスコエコパーク登録までの道のり

南アルプスに関係する静岡、山梨、長野の10市町村は、南アルプスの世界自然遺産登録を目指し、2007（平成19）年2月「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」を設立しました。

同協議会は、2003（平成15）年に開かれた国の世界自然遺産候補地に関する検討会において課題として挙げられた保護担保措置の拡充、学術的知見の集積、国民的合意の形成について議論や検討を進めています。特に南アルプスの学術的価値の集積にあつては、各県に属する学術検討委員会により調査研究が進められると同時に、これらの学術検討委員が集い情報共有を図る場として「総合学術検討委員会」を設置し、世界自然遺産の登録の条件となる地形地質、生態系・生物多様性、自然景観（歴史・文化）に関する調査研究を継続して進めています。

こうした活動の中で、ユネスコエコパーク登録への議論が高まり、2013（平成25）年には、関係する10市町村で「南アルプスユネスコエコパーク基本合意書」を締結し、10市町村が一体となってユネスコエコパークの理念に基づいた地域づくりに取り組んでいくことを確認しました。

この登録に向けた活動が実を結び、2013（平成25）年9月に国内推薦が決定し、2014（平成26）年6月、ユネスコエコパークに登録されました。

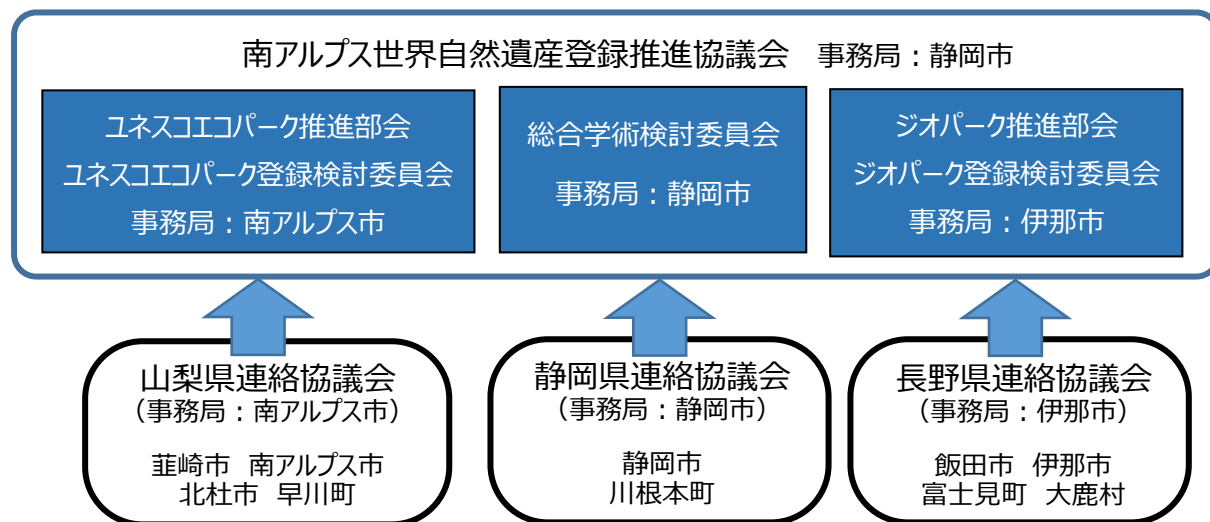


図4 南アルプス世界自然遺産登録推進協議会の組織体制

表1 登録までの主な活動

2007	2009	2010	2011	2012	2013	2014
2月 「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」設立	5月 「南アルプス総合学術検討委員会」設置	5月 「ユネスコエコパーク推進部会」設置	7月 「ユネスコエコパーク登録検討委員会」設置	申請準備	8月 「南アルプスユネスコエコパーク基本合意」締結 9月 ユネスコエコパークの国内推薦決定	6月 南アルプスユネスコエコパークの登録決定



■南アルプス世界自然遺産登録推進協議会の設立（2007年2月）



■南アルプス総合学術検討会の設置（2009年5月）



■南アルプスユネスコエコパーク基本合意の締結（2013年8月）



■登録決定イベントの開催（静岡市）（2014年6月）

2. 10 市町村共通の理念

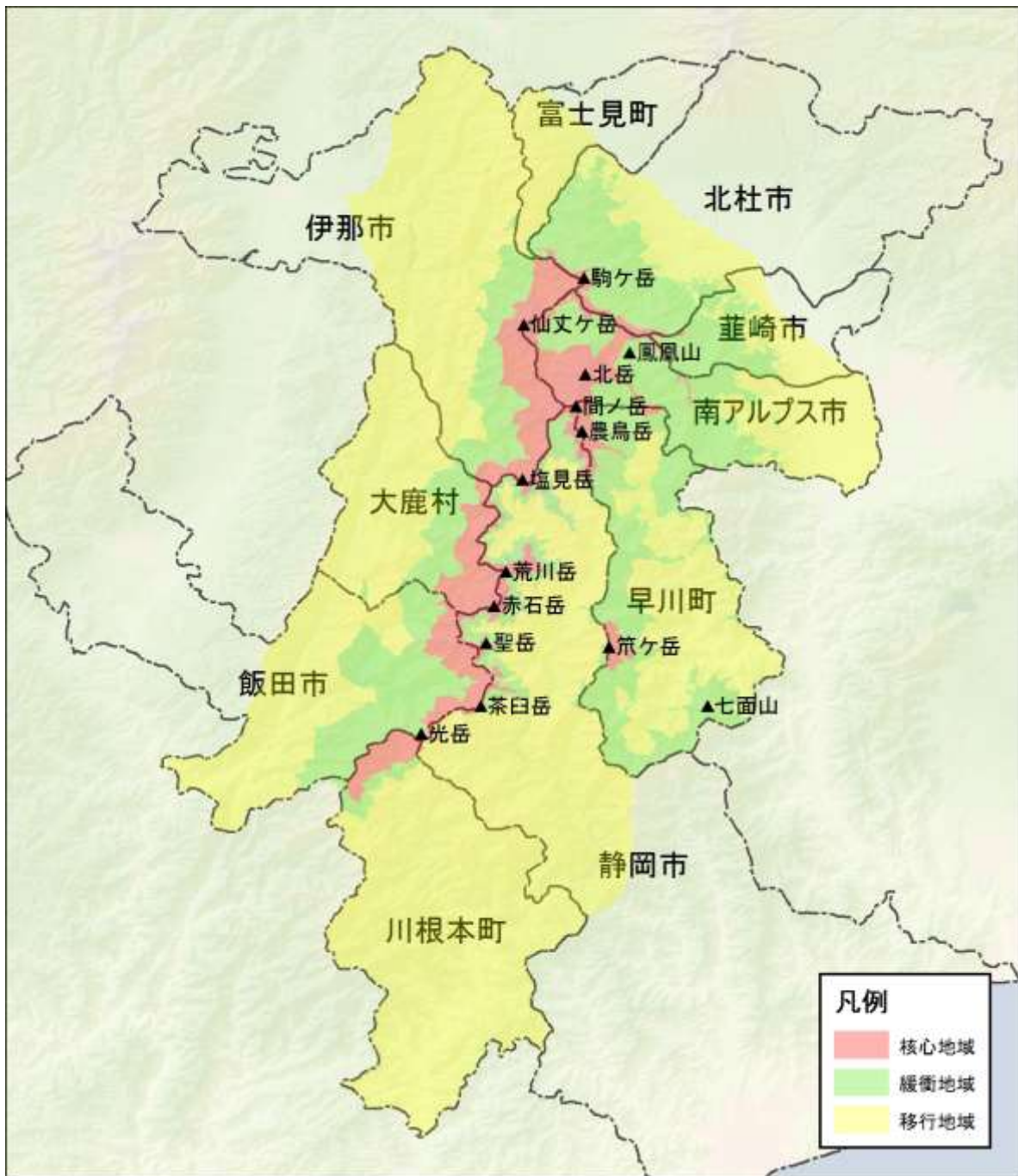
南アルプスユネスコエコパークのテーマ 高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性

南アルプスユネスコエコパークでは、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」を 10 市町村の共通テーマとして掲げています。

その背景である南アルプスの 3,000m 級の高い山々とそこに刻まれた深い谷、これらがもたらす多種多様な動植物を育む自然環境、この自然の恵みを受けた人々の営みによって受け継がれてきた多様な文化を 10 市町村の共有財産と位置づけ、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことにより、人や文化、様々な活動の交流を拡大し、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指していきます。



図 5 南アルプスユネスコエコパークを構成する本市以外の 9 市町村



ゾーニング	全域の面積 (ha)	静岡市の面積(ha)
核心地域	24,970	3,051
緩衝地域	72,389	6,171
移行地域	205,115	39,381
合計	302,474	48,603

図6 地域区分図

3. 計画策定の目的

本計画では、10市町村で目指す自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを南アルプスユネスコエコパーク全体で実現していくため、本市において行動すべき持続的な取組の基本方針やこれに基づく施策を示します。

計画については、10市町村共通の理念の継承を念頭に置き、前述のユネスコエコパークに求められる基本事項や「南アルプスユネスコエコパーク基本合意書」を踏まえることはもちろん、産官学民が一体となって、自然や伝統文化を守りながら、その恩恵を地域社会の発展へとつなげ、地域の人々をはじめとした多くの市民が誇りに思う「南アルプスユネスコエコパーク」として、将来へ継承することを目指します。

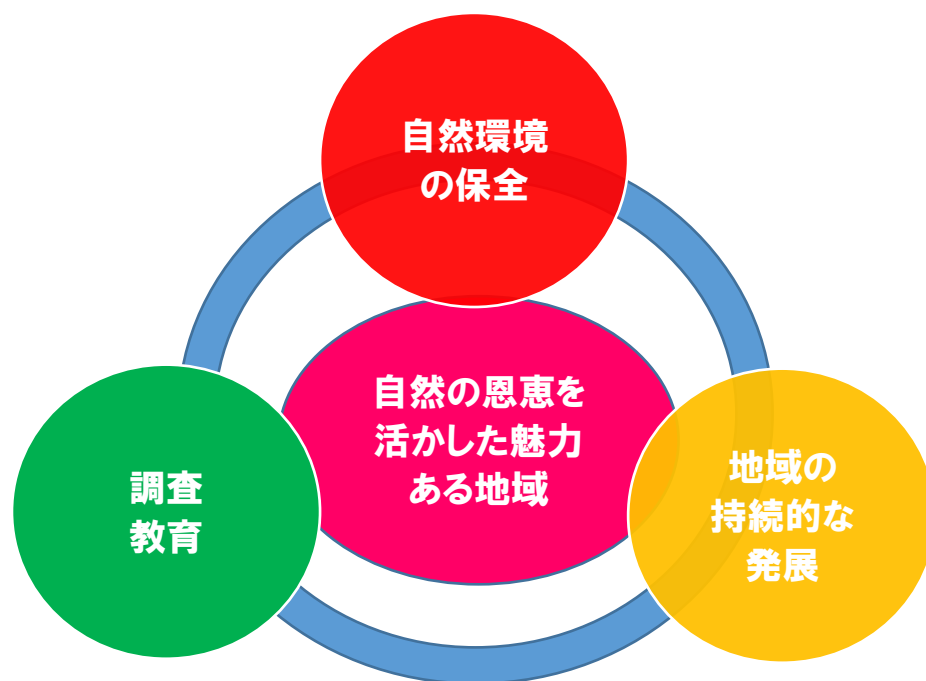


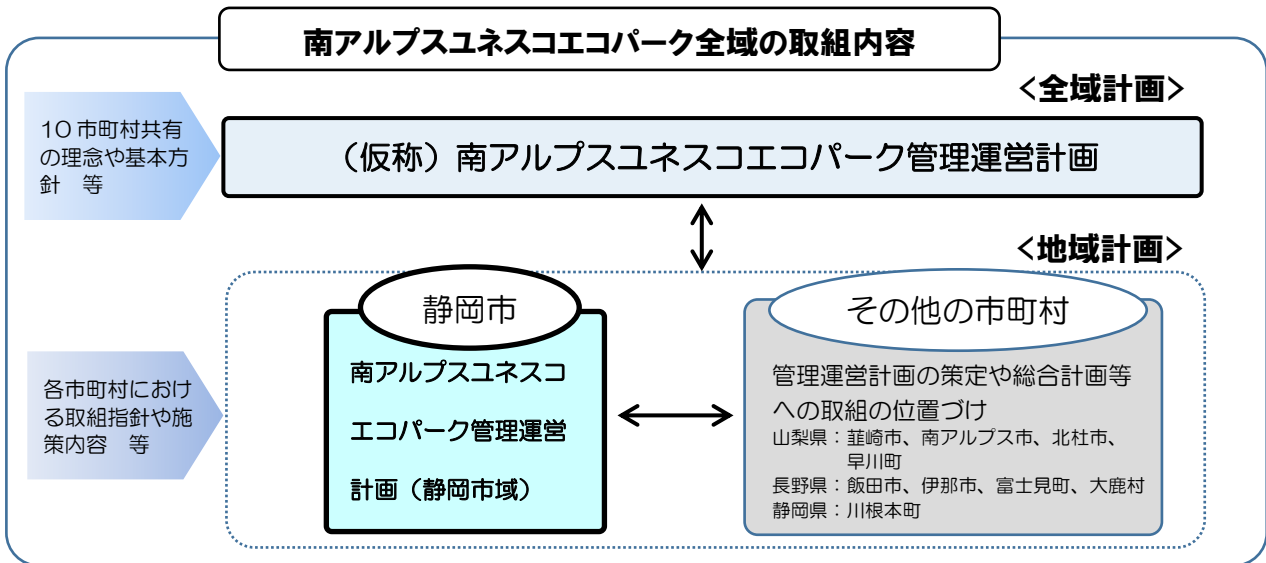
図7 計画策定の目的と基本方針の柱

4. 計画の位置づけ

本計画では、今後関係 10 市町村での策定を予定している南アルプスユネスコエコパーク全体の管理運営計画や各市町村における取組との連携を図ります。

また、計画内容が自然環境の保全や調査・研究、地域経済の発展と多岐に渡ることから、本市の関連計画や国・県における各種計画等とも連携を図り、3つの機能を果たすための各種施策を展開していきます。

<10 市町村全体の計画及び各市町村の計画との連携>



<本市の上位計画や関連計画及び国・県の関連計画との連携>

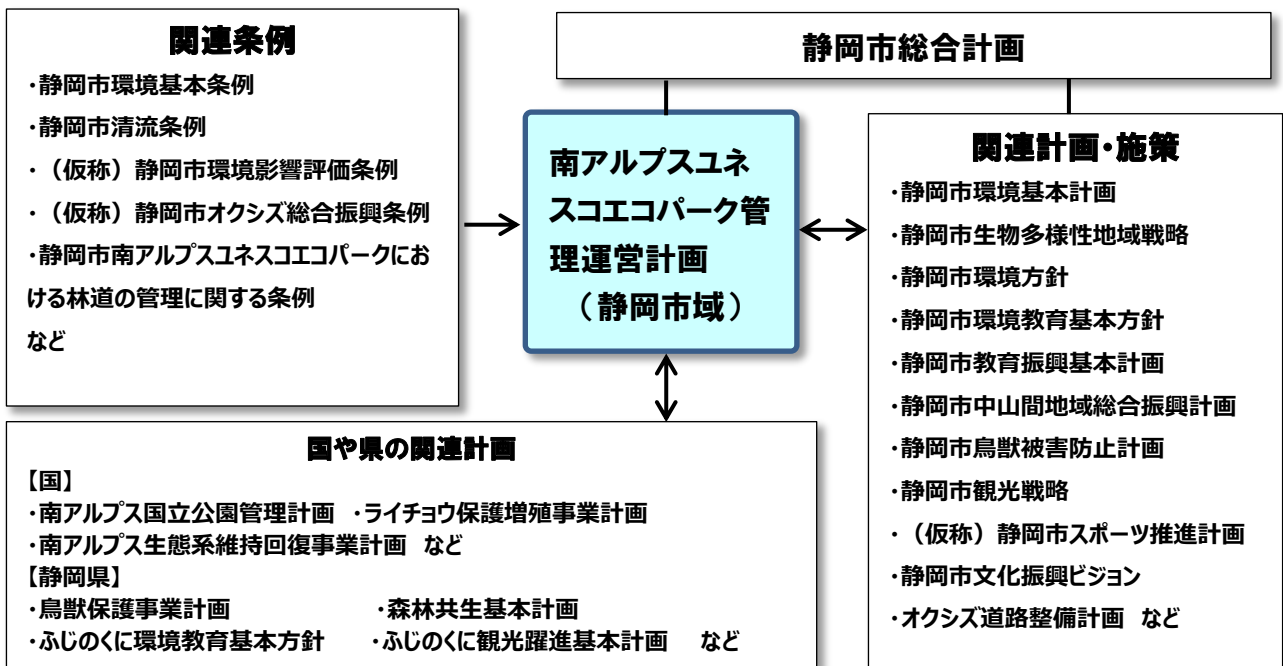


図 8 計画の位置づけ

5. 計画の構成

本管理運営計画は、以下のような構成となっています。

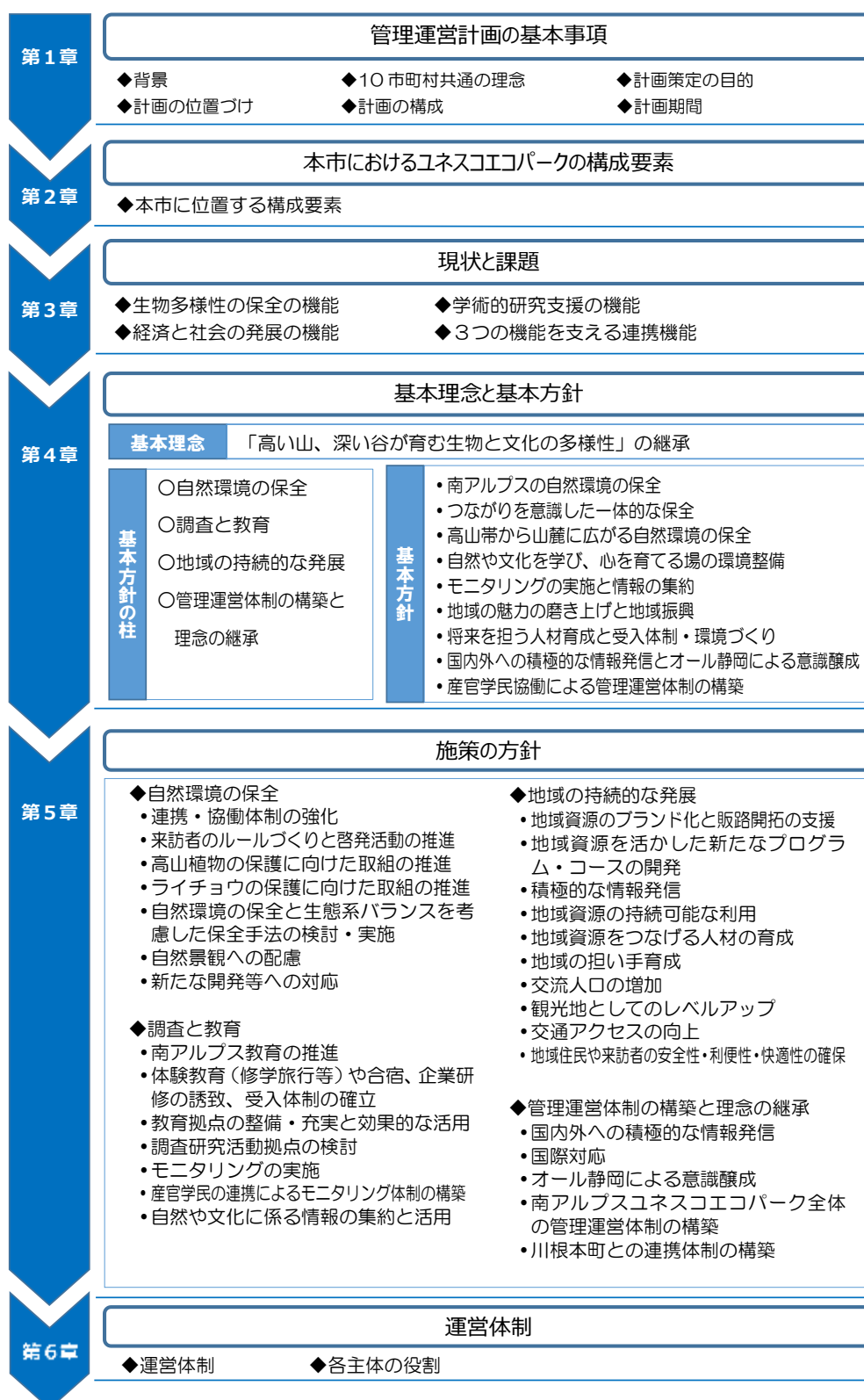


図9 計画の構成

6. 計画期間

ユネスコエコパークには、10年ごとにMAB (Man and the Biosphere) 国際調整理事会に定期報告書の提出が求められます。定期報告書では、地域経済、景観、動植物の生息・生育環境、その他関連事項における主要な変化や、どのように管理運営を行ってきたのか等を報告する必要があります。

これを踏まえ、本計画の計画期間は、平成27年から平成36年までの10年間とします。

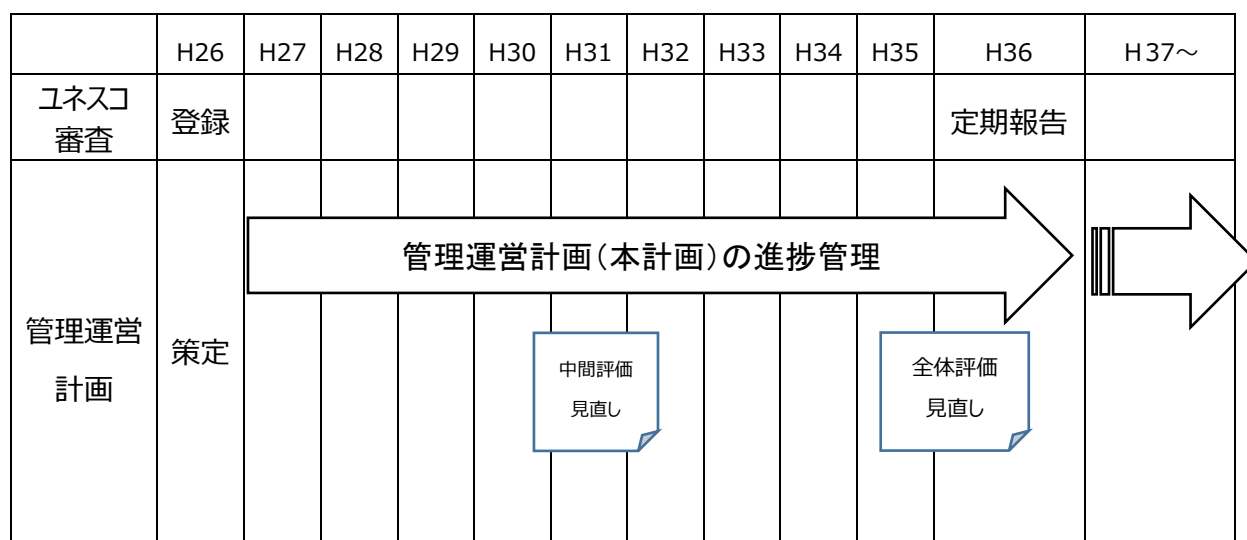


図10 計画の評価および進捗管理

表2 定期報告書における報告事項（抜粋）

第1部 概要	過去10年間におけるユネスコエコパークの主要な変化について	
第2部 定期審査の報告書	人々の活動、環境の特性、生物学的特性、組織体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の定期審査の勧告に対するフォローアップについて ・過去10年間におけるユネスコエコパークの主要な変化について ・現在又は今後5～10年間の協力・管理の方針・計画について ・ユネスコエコパークにおける地域住民及び地域外の人々の支持を集める取組について ・3つの機能に関する変化、活動、評価等について ・行政、各種団体、人々の協働の管理・調整体制等について
第3部	付属書① ユネスコエコパーク要覧の更新について 付属書② ユネスコエコパークの広報や情報交換等の資料の活用について	